

【商品概要説明書】

年金定期

[2013年12月2日現在]

| | |
|---|--|
| 1. 商品名 | 年金定期 |
| 2. ご利用いただける方 | 個人 |
| 3. 期間 | 6ヵ月以上20年以内 |
| 4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 | 新規預入時に一括預入（以後の追加預入はできません） 50万円以上 1円単位 |
| 5. 払戻方法 | 受取口座および受取開始日（預入日から6ヵ月以上20年以内の任意の日）を指定いただき、指定日以降3ヵ月毎に受取口座に払戻します。 |
| 6. 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法 | 預入日における各受取日までの期間に応じた期日指定定期預金またはスーパー定期の店頭表示利率を適用します。 各受取日にお支払いします。 各定期預金の利息計算方法を適用します。 国税15.315%、地方税5%が源泉分離課税されます。 基準となる各定期預金の預金利率は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 |
| 7. 手数料 | — |
| 8. 付加できる特約事項 | 「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象となるお客さまは、マル優のお取扱いができます。 |
| 9. 中途解約時の取扱い | 次の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ・期日指定定期預金で預入分 預入期間6ヵ月未満の場合 解約日における普通預金利息 預入期間6ヵ月以上1年未満の場合 約定利率（2年以上の利率）×40% （小数点第3位以下切捨て） ・スーパー定期で預入分 別掲〔掛目表〕により算出した利率 （解約日における普通預金利率を除き、小数点第3位以下切捨て） |
| 10. その他参考となる事項 | ・新規作成後は、年金支払開始日、支払回数の変更はできません。 ・この預金は預金保険の対象となり、同保険の範囲内で保護されます。 |
| 11. 当行が契約している指定紛争解決機関 | 当行は、一般社団法人 全国銀行協会を利用することにより、苦情および紛争の解決を図ります。 一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570 - 017109 または 03 - 5252 - 3772 |